

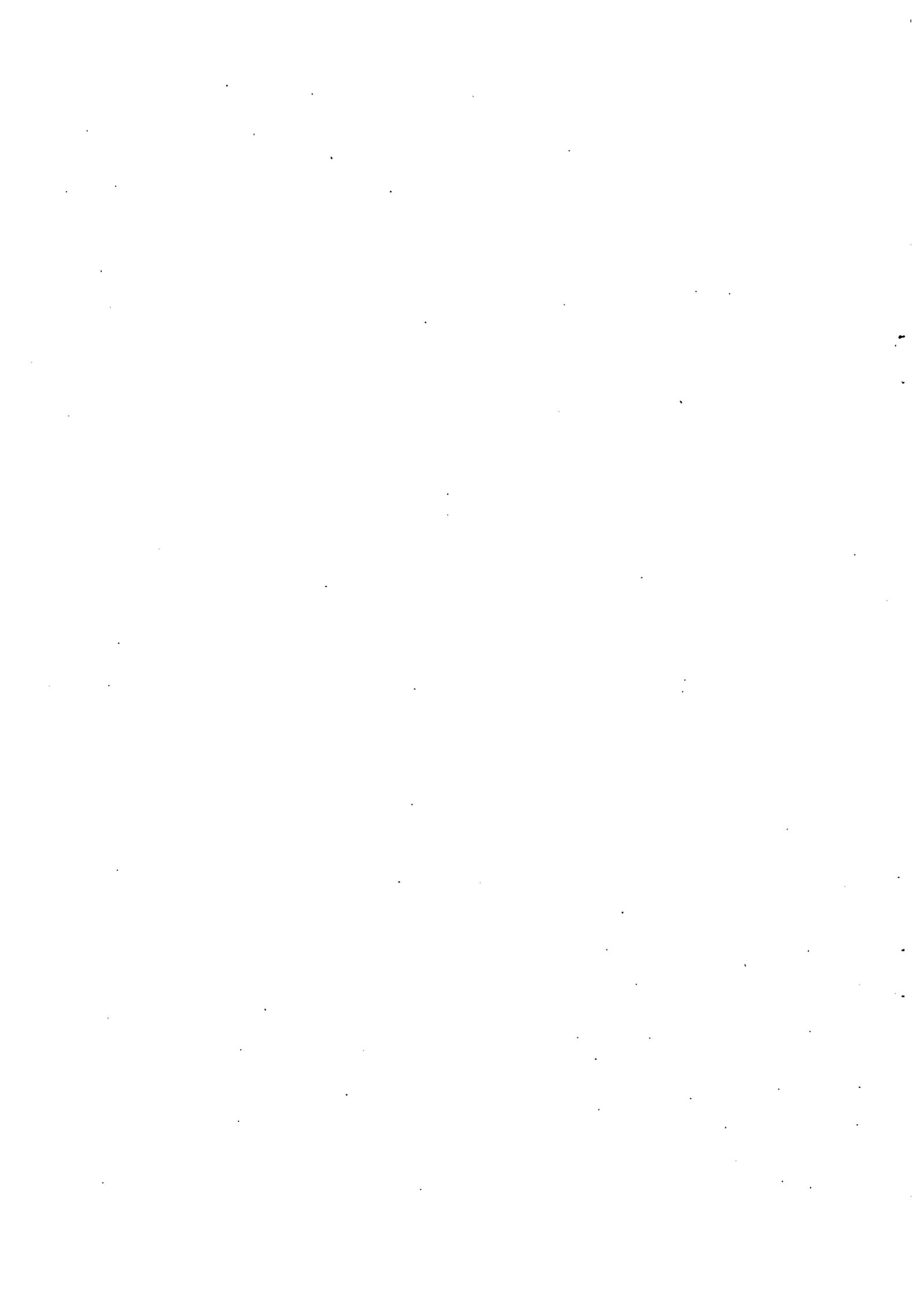
# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年9月15日)

## 【件名】

- 1 第9回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について  
(福祉保健課)・・・1
- 2 鳥取県再犯防止推進計画検討委員会の設置について  
(福祉保健課)・・・3
- 3 障がいのある人とない人で創られた劇団「じゅう劇場」の公演について  
(障がい福祉課)・・・4
- 4 「あいサポート・アートとっとり祭」の開催について  
(障がい福祉課)・・・6
- 5 第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催について  
(障がい福祉課)・・・8
- 6 平成29年度の地域医療介護総合確保基金事業(介護分)の内示について  
(長寿社会課)・・・13
- 7 平成29年度第2回子育て王国とっとり会議の開催概要について  
(子育て応援課)・・・15
- 8 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しについて  
(子育て応援課)・・・17
- 9 とっとり自然保育認証制度による第1回認証について  
(子育て応援課)・・・19
- 10 第4回鳥取県立中部療育園整備検討会の開催結果について  
(子ども発達支援課)・・・21
- 11 県立歯科衛生専門学校における成績表の誤記載及び一部資料の紛失について  
(医療政策課)・・・22
- 12 平成29年度第5回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について  
(医療指導課)・・・23
- 13 平成29年度第2回鳥取県国民健康保険運営協議会の検討結果について  
(医療指導課)・・・24

福祉保健部



## 第9回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年9月15日  
地域振興課  
福祉保健課  
環境立県推進課  
教育総務課  
行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第9回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成29年8月24日（木） 午後1時半～2時半
- 2 場所 県庁 第2庁舎 第33会議室
- 3 出席者 県：岡村統轄監ほか関係部局長等  
市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等  
ワザバー：山本若桜町副町長、金児智頭町副町長、岩見八頭町副町長  
橋本岩美町健康長寿課長

### 4 議事及び協議概要

#### (1) 県・市の事務調整状況

##### ア 法定手続き（前回の県・市協議会（6/1）後の動き）

- ・7月3日に知事から鳥取市長への県の同意書の交付を受け、7月25日に鳥取市長が総務大臣へ「中核市指定を求める申出」を行ったこと、11月頃には中核市を指定する政令の閣議決定が予定されていることを報告・確認した。

##### イ 事務調整状況及び今後の予定

- ・県・市間で進めている、事務マニュアル作成など引継ぎへ向けた準備や、職員の実務研修・訓練の取組、予算編成や例規整備の取組、施設・設備・備品の整備準備、災害発生時の危機管理対応の取組などの事務調整状況と今後の予定について報告・確認した。

#### (2) 中核市移行に伴う関係条例の整備に関する「市民政策コメント」について

- ・市において、8月7日から8月31日まで中核市移行に伴う関係条例（40条例）の整備に関する「市民政策コメント」を実施しており、提出された意見を踏まえ、関係条例案を12月定例会市議会へ提案予定であることを報告・確認した。

#### (3) 県・市間の連携協約の締結について

- ・市の中核市移行後も県と市が連携して事務を処理することにより、住民サービスの維持及び向上、東部圏域が一体的かつ継続的な発展に寄与することができるよう、県と市の間で包括的な協約を締結することを協議し、11、12月の県・市議会に提案する方向で調整を進めることを確認した。

##### ○目的・基本方針（案）

- ・住民サービスの維持及び向上
- ・県東部圏域（鳥取市及び東部4町）の一体的かつ持続的な発展

##### ○連携する内容（案）

- ・中核市移行に伴い鳥取市において処理する事務の円滑な事務執行
- ・専門人材の確保・育成
- ・健康危機管理及び災害医療救護の対策の推進
- ・県市間の情報共有

##### ○連携協約締結の時期：11月、12月県・市議会議決後

##### ○連携協約の発効：平成30年4月1日（鳥取市中核市移行の日）

#### (4) 保健所移行実践検討チームの取組状況について

- ・本年4月に立ち上げ、県から市への移譲事務等の習得・スキルアップ、継続性の確保のための実務研修などを体系的に実施している保健所移行実践検討チームの実施状況を報告し、8つの事務分野（福祉支援、災害医療対策、医薬・疾病対策、障がい者支援、食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策）において、市職員が参加して実践研修を行う中で、県中・西部圏域の保健所との事務レベルの平準化や県市間の情報共有等の課題を共有した。
- ・7月に新たに立ち上げた情報共有に関するワーキンググループにおいて、情報セキュリティ対策を前提とした技術的課題を踏まえつつ、一方でスムーズな移行のための利便性の確保という視点を考慮し、県市間の効率的な情報共有の手法等について、検討を進めることを報告・確認した。

#### (5) 関係団体・各種団体等への広報周知の取組について

- ・これまで継続して取り組んできた、関係機関・各種団体等の総会や会合等の場の活用による説明・広報の状況や、国の中核市指定の閣議決定・政令公布後の広報の取組や計画などを報告・確認した。

### 5 主な発言・意見等

- ・鳥取市が中核市として発信力やブランド力が高まっていくような形で、今回の保健所業務等の移管を進めたい。
- ・保健所の名称については、市民政策コメントの条例案で、「鳥取市保健所」としている。御意見をいただければ勘案して12月市議会に提案するが、鳥取市としては「鳥取市保健所」とさせていただこうかと考えている。
- ・保健所の名称は、東部の住民にも分かりやすく、また行きやすい名称をご検討いただきたい。
- ・県の東中西に3保健所があり、東部の行政サービスの水準が中西部と違うという話があってはならないので、県と連携を密にすることが重要。県と市が4町を加えた住民に対し、サービス維持だけでなく向上させるという形をとるためにも連携協約は必要なものと考えている。
- ・来年4月がゴールではなく、むしろスタートである。4月以降の円滑な中核市移行後の業務実施に向け、県には引き続き様々な形でのご支援をよろしくお願いしたい。

### 6 今後の予定

第10回県・市協議会を11月頃に開催する予定であることを説明した。

#### <想定される協議内容案>

- ・保健所移行実践検討チーム会議、ワーキンググループでの実践により見えてきた課題への対応状況
- ・11月、12月の県・市議会に附議予定の県市間の連携協約、条例制定・改正等

# 鳥取県再犯防止推進計画検討委員会の設置について

平成29年9月15日  
福祉保・健課

「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。)が平成28年12月14日に施行されたことに伴い、「鳥取県再犯防止推進計画」を策定することとし、各関係機関・有識者から幅広く意見を聞くために検討委員会を設置し、第1回検討委員会を8月25日に開催しましたので、概要を報告します。

## ※再犯防止推進法第8条第1項

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

## 1 検討委員会の概要

- (1) 検討委員：鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、鳥取刑務所、美保学園、鳥取少年鑑別所、(18名) 鳥取県保護司会連合会、鳥取県更生保護観察協会、鳥取県更生保護給産会、鳥取県更生保護女性連盟、鳥取県就労支援事業者機構、鳥取県再犯抑止更生協会、鳥取労働局、鳥取県社会福祉協議会、鳥取県教誨師会、鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会、鳥取ダルク、地域生活定着支援センター、鳥取県弁護士会

## (2) 第1回検討委員会(8月25日)の状況

関係機関における現状や取組内容、課題等について説明していただいた。

(主な課題・意見等)

- ・住居・就労先がないまま、刑務所を満期出所する者のうち支援を拒む者への対応が困難
- ・保護司は保護観察中の者が対象のため、満期出所者に対する支援ができない。
- ・親の教育に対する意識の低さが、少年犯罪の原因のひとつと思われる。
- ・協力雇用主においても実際の雇用に結びつきにくい。
- ・県民の更正保護に対する関心が薄い。
- ・行政、就労、医療、介護等の支援関係者が連携して継続支援する体制が必要である。

## 2 今後のスケジュール

国の再犯防止推進計画の検討状況を踏まえながら、今後3回程度検討委員会を開催し、パブリックコメント等を行って、今年度中を目途に鳥取県再犯防止推進計画を策定する予定。

## 【参考：国の状況】

平成29年2月に「再犯防止推進計画等検討会」を設置し、「再犯防止推進計画」を検討しており、平成29年10月頃に「再犯防止推進計画」(案)のとりまとめを、平成29年12月頃に閣議決定を行う予定。

<国が計画を策定する上での重点課題>

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した就学支援の実施等
- ④ 効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間ボランティアの活動の促進等
- ⑥ 広報・啓発活動の推進等
- ⑦ 地方公共団体における推進体制の整備等
- ⑧ 関係機関の人的・物的体制の整備等

## 障がいのある人とない人で創られた劇団「じゆう劇場」の公演について

平成29年9月15日  
障がい福祉課

平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会（あいサポート・アートとっとりフェスタ）」で生まれた、障がいのある人とない人で創られた劇団「じゆう劇場」による演劇『ロミオとジュリエットから生まれたもの-2017』が、本年10月にフランス・ナント市で開催される障がい者の文化芸術国際交流事業「2017 ジャパン×ナントプロジェクト」で上演されることとなりました。

また、フランス上演に先駆け、県内2箇所ですべ上演を行います。

県では、「じゆう劇場」への支援を通じて、本県の障がい者の芸術・文化活動の一層の促進を図っていきます。

### 1 フランス上演について

- (1) 期日 平成29年10月23日(月)18時30分開演
- (2) 会場 フランス・ナント市 フランス国立現代芸術センター「リュウ・ユニック」大アトリエ
- (3) 演目 「『ロミオとジュリエット』から生まれたもの-2017」(70分)
- (4) 出演 公募であつまった劇団員10名、鳥の劇場劇団員2名
- (5) 上演内容

シェイクスピアの「ロミオとジュリエット」を題材に、恋愛とそれをはばむ社会的障壁をテーマとして、物語からイメージを膨らませて生まれた様々な場面を組み合わせ創りあげられた作品です。共に生きるという人間の本質的理想の素晴らしさを見る人に届けます。

### 障害者の文化芸術国際交流事業「2017 ジャパン×ナントプロジェクト」

- (1) 期間 平成29年10月21日から10月26日まで
- (2) 会場 フランス・ナント市内の2会場
- (3) 主な内容
  - ①日本のアール・ブリュット「KOMOREBI」展の開催(10/21~1/14)
  - ②国際研究フォーラムの開催(10/23・24)
  - ③障がい者による舞台芸術公演(10/21~25)  
「じゆう劇場」(鳥取県)(10/23のみ)、「瑞宝太鼓」(長崎県)、「石見神楽」(島根県)、  
「湖南ダンスワークショップ」(滋賀県)
  - ④シティプロモーション  
会場等の一面に設けられた自治体PRブースで、パネル等を展示(滋賀県・島根県・長崎県・鳥取県)
- (4) 主催  
文化庁、障害者の文化芸術国際交流事業実行委員会、フランス国立現代芸術センター「リュウ・ユニック」、ナント国際会議センター「シテ・デ・コングレ」  
※本事業は、「東京2020公認プログラム」に認証されています。

### 2 県内でのプレ上演について

#### (1) 日時・場所

日時	会場	備考
平成29年9月16日(土) 11:00開演	鳥の劇場 (鳥取市鹿野町鹿野)	『鳥の演劇祭10』として実施
平成29年9月29日(金) 14:00開演	倉吉未来中心「小ホール」 (倉吉市駄経寺町)	

#### (2) その他

演目・出演は上記1に同じ

## <参考>

### ○じゆう劇場の概要

じゆう劇場は、NPO法人鳥の劇場のプロデュースのもと、平成25年8月に立ち上がった障がいのある人等による劇団です。この劇団は、障がいのあるなしに関わらず、「演じる」という行為を通して、表現することの楽しさを実感し、ともに作品を作り上げる達成感を得ること、また、そうした活動を通して障がい者の社会参加の促進を図ることを目的としています。

平成26年度に開催した第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会では、難解と言われるチャーホフの「三人姉妹」を見事に上演し、平成27年度は『ロミオとジュリエット』から生まれたもの』に取り組み、初の県外公演(奈良県)も行いました。平成28年度には「じゆう劇場版『銀河鉄道の夜』を県内外(県外：大分県)で上演しました。

# 「あいサポート・アートとっとり祭<sup>まつり</sup>」の開催について

平成29年9月15日

障がい福祉課

平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会（あいサポート・アートとっとりフェスタ）」の成果を未来に引き継ぐため、障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、ダンス、伝統芸能等）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり祭」（鳥取県障がい者舞台芸術祭）を開催します。

1 日時 平成29年10月7日（土）、8日（日） 10時00分から17時00分まで

2 場所 とりぎん文化会館 フリースペース特設ステージ ほか

3 主な出演者 ・障がい者グループ 約30団体

※全国大会終了後も多くの障がい者が継続して舞台発表に向けて練習に励んでいます。

- ・星のいり口（オープニングダンスパフォーマンス）
- ・大前光一<sup>おほまへみついち</sup>氏（ダンスステージ・あいサポート講演会）
- ・滋賀県・島根県・長崎県・鳥取県障がい者の音楽コンテスト「第14回ゴールドコンサート（平成29年9月16日開催予定）」での受賞者招へい（音楽ステージ）
- ・GABEZ（ガベジ）（ダンスステージ）
- ・NFM少年合唱団（ポーランド・ヴロツワフ市）及びリトルフェニックス（合唱）

## 4 イベント内容

会場	内容
フリースペース 特設ステージ	オープニングセレモニー（10月7日） ステージパフォーマンス フィナーレ（10月8日）
第1会議室	○バリアフリー映画 ○あいサポート講演会（10月8日） 大前光一 <sup>おほまへみついち</sup> 氏（リオパラリンピックの閉会式でパフォーマンスを披露した義足のダンサー） 『「東京オリンピック・パラリンピック」から見えるもの』
第2会議室	アート体験コーナー （シャッフルぬりえ、砂像色付け体験、木工教室、バルーンアートづくり、缶バッチづくり等）
第4会議室	スポーツレクリエーション （パラリンピック種目「ボッチャ」及びパラリンピック競技用車いす体験）
第5会議室	あいサポート運動PRコーナー
展示室	障がい者アート展
フリースペース	福祉関連事業所のスイーツ等販売コーナー
会場全体	スタンプラリー

※日にちが未記入のものは、両日にわたり実施

障がいを知り、ともに生きる。

# あいサポート アートとつとり祭

平成29年度 鳥取県障がい者舞台芸術祭



平成29年 **10/7** 土・**8** 日

会場/とりぎん文化会館フリースペースほか

両日ともに 10:00~17:00

## ステージイベント

7日(土)・8日(日) 10:30~ / 障がい者によるパフォーマンスステージ(8日は10:00~)

10/7(土) 12:00~15:00

GABEZ  
ダンスパフォーマンス

10/8(日) 15:00~

ゴールドコンサート  
音楽ステージ

10/8(日) 15:30~

大前光市  
ダンスパフォーマンス

- オープニングセレモニー 7日(土) 10:00~ 音道パフォーマンス・里のいり口ほか
- アウターレスステージ 8日(日) 16:00~ あいサポート大抽選会ほか

## 会場イベント

- あいサポートマルシェ  
美味しいスイーツなど、障がい福祉サービス事業所のお店が大集合!
- ワークショップコレクション  
両日開催  
「ぬりえが動く!」「スワラルぬりえ」  
両日開催  
「かわいく作る!」「砂像色付け体験」
- スポーツレクリエーション  
車イスレーサー試乗・ボッチャ体験
- あいサポート作品展  
●ウマモナト作品展  
●あいサポートコーナー
- おいしいかわいらしいお菓子の作りかたを体験  
●木工教室  
●ハロウィンマスク作り  
●バルーンアートづくり  
●オリジナル缶バッジ作り
- あいサポートスタンプラリー  
スタンプを集めてプレゼントももらおう!
- バリアフリー映画  
7日(土) 10:30~「百日紅」  
13:00~「海を渡るほどの思い」  
8日(日) 10:00~「おさむらいさん」

10/8(日) 14:00~

あいサポート講演会 講師  
大前光市氏

テーマ「東京カリシシク/パラリンピックから見えるもの」  
講師 大前光市さん(義足ダンサー)

ステージイベントでは、手話通訳、要約筆記、音声ガイドを行っています!

手話通訳 要約筆記 音声ガイド

※手話通訳は、聴覚障がい者の方のみの対応となります。聴覚障がい者の方のみの対応となります。

※要約筆記は、聴覚障がい者の方のみの対応となります。聴覚障がい者の方のみの対応となります。

※音声ガイドは、聴覚障がい者の方のみの対応となります。聴覚障がい者の方のみの対応となります。

お問い合わせ先 鳥取県障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター 障がい者就業支援センター  
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 TEL:085726-7676 FAX:085726-8156  
<http://www.aisupport-matsuri2017.jp/> #あいサポートアートとつとり祭 検索



## 第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催について

平成29年9月15日  
障がい福祉課

### 1 第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（本大会）について

- (1) 開催日時 平成29年10月1日（日）午前9時15分から午後5時まで
- (2) 開催場所 とりぎん文化会館 梨花ホール（鳥取市尚徳町101番地5）
- (3) 演技内容 手話を使った歌唱、ダンス、演劇、コント、落語などのパフォーマンス
- (4) 参加資格 全国の高等学校・特別支援学校高等部等に在籍している高校生
- (5) 出場チーム 全20チーム（21校）※出場チームの詳細は、別紙のとおり。
- (6) 出演者等

内容	氏名（敬称略）	よみ	役職等
演技司会	早瀬 憲太郎	はやせ けんたろう	学習塾「早瀬道場」代表
	三城 千咲	みき ちさき	モデル・手話パフォーマー
総合司会	近藤 泰郎	こんどう たいろう	NHK鳥取放送局アナウンサー
ゲストパフォーマー	SoulImpression × SoulOBOG	ソウルインプレッ ション	聴覚障がい者が在籍する国立大学法人筑波 技術大学産業技術学部のダンスサークル
審査員長	庄崎 隆志	しょうざき たかし	演出家・俳優
審査員	今村 彩子	いまむら あやこ	映画監督
	小中 栄一	こなか えいいち	全日本ろうあ連盟副理事長
	門 英彦	かど ひでひこ	絵かき
	中野 佐世子	なかの さよこ	手話ニュースキャスター・手話通訳士
	高橋 千枝	たかはし ちえ	鳥取大学地域学部准教授・臨床発達心理士
スペシャルサポーター	山根 千佳	やまね ちか	タレント（本県出身）

- (7) 大会の観覧 入場無料（来場自由）
- (8) 一般来場者 約1,300席（過去最大の来場者席を用意）
- (9) 同時に開催する催し

ア あいサポート・マルシェ（1階フリースペース等）  
障がい福祉サービス事業所による飲食物や雑貨等の販売

イ 鳥取聾学校作品（写真）展（1階展示室）  
鳥取聾学校生徒による写真作品の展示コーナー

ウ 県内高校生の実習製品等の販売コーナー（1階フリースペース）

エ 手話カフェ（1階展示室）

オ 鳥取市在住デザイナーClara（くらら）氏のアートワークショップ  
（1階展示室）

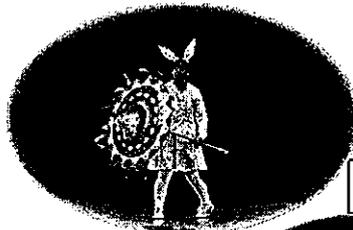
カ 公式グッズ販売コーナー、鳥取県特産品販売コーナー（1階フリースペース）

キ 手話パフォーマンス甲子園紹介コーナー（1階・2階会場入口前）

大会の紹介や過去の大会の様子を伝えるパネル展示、過去の大会の映像コーナー

### (10) サテライト会場

小ホール（2階）に、大型スクリーン、約400席のサテライト会場を用意し、大会の様子を放映する。万が一、メイン会場（梨花ホール）が満席になっても、こちらでの観覧ができるよう配慮するもの。



写真は、前回大会の様子



### 2 交流会について

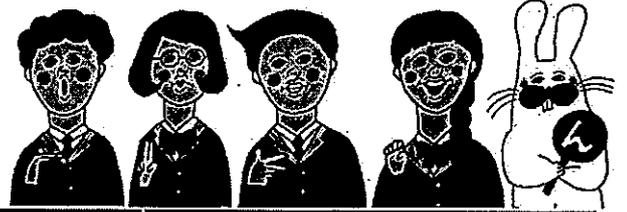
- (1) 開催日時 平成29年9月30日（土）午後6時から8時まで
- (2) 開催場所 ホテルニューオータニ鳥取 鶴の間  
（鳥取市今町二丁目153番地）
- (3) 出席者 出場選手、引率者、出演者、来賓等（約300人）
- (4) ゲスト 大阪パントマイムグループ

（1978年に聴覚障がい者によって結成。今までに全世界で約600回公演の実績あり。）



写真は、昨年の交流会の様子

# 【別紙】本大会出場チーム一覧

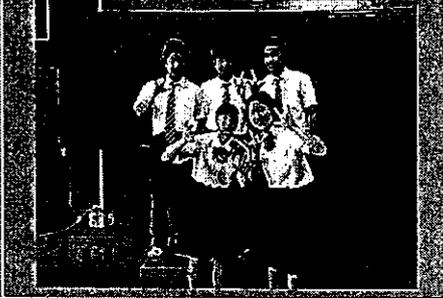


【午前に発表する10チーム(1/2)】

	高校名	チーム紹介	チーム写真
1	<p>境港総合技術高等学校 (鳥取県) 【4回目】</p>	<p>鳥取県立境港総合技術高等学校福祉科ボランティアコースのダンスが大好きな16名です。普段の授業は…。しかし、イベントとなるとやる気が出て、見せるようなパフォーマンスを見せます。イベントの目的はただ一つ、皆さんと楽しい時間を過ごすことです。一人ひとりの個性が強くてぶつかることもありますが、それも中のよい証拠。今年は、初めて手話学習をしたときの姿、感動をして、イベントで手話を披露したときの様子を演じます。手話への理解を深める一助となればという思いを込めて、最後まで精一杯頑張ります。</p>	
2	<p>二俣川看護福祉高等学校 (神奈川県) 【2回目】</p>	<p>こんにちは。神奈川県立二俣川看護福祉高等学校手話部です。手話部は日常会話の他に様々な歌に手話を付けた「手話歌」の活動を行っています。私たちは入学以来県内の文化祭や福祉施設の行事・イベントなどにたくさん参加してきました。そして充実した日々を過ごすことができました。しかし、これらの活動はどれも私たちだけで出来たわけではありません。先輩や後輩、先生、家族、発表を見てくださった沢山の方々の応援・支えがあったからでした。3年間の最後の演技に、その感謝と仲間へのこれからも頑張ろうという気持ちを込めます。</p>	
3	<p>聖心学園中等教育学校 (奈良県) 【2回目】</p>	<p>聖心学園中等教育学校の創作ダンス部(通称SDC)です。私立の学校は中高一貫校で、普段は中学1年生から高校2年生まで一緒に活動しています。部員はほとんどが未経験者ですが、チアダンスやタップダンスなど、様々なジャンルのダンスにも挑戦しています。その中でも今回はサインダンスを踊ります。サインダンスは手話を取り入れたダンスで、先月から9年間代々受け継がれてきた様々な曲を表現してきました。今日はmiwaの「告白のい」を踊ります。この曲の素晴らしさが全ての人に伝わるよう、一生懸命頑張ります。【Let's go! SDC! We are NO.1!】</p>	
4	<p>桜花学園高等学校B (愛知県) 【初】</p>	<p>私たちは、桜花学園高等学校インターアクトクラブです。休日や長期休暇を利用して福祉施設などでボランティア活動を行っています。また月に2回、難者をお招きして手話講習会も行っています。さて、みなさんは愛知県で制定された「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を知っていますか。愛知県内でも、知っている人は少ないでしょう。私たちは、「この条例をもっと多くの人に知ってもらいたい」という思いで、今回の劇を作りました。みなさんに私たちの想いが届くように精一杯演じます。</p>	
5	<p>古川黎明高等学校 (宮城県) 【初】</p>	<p>おはようございます。古川黎明高校です。私たちは手話経験者であるリーダーのもと、4人でこの日のために練習を重ねてきました。私たちのほとんどは、未経験者ですが、会場にいるみなさんに、少しでも多く私たちの思いを伝えられるよう、精一杯頑張ります。今回の台本は、リーダーの原案を全員で推敲し、完成させました。まだまだ技術も、表現力も未熟ですが、持ち前の気合いと度胸でカハ〜し、練習の成果を十分に発揮したいと思っております。応援よろしくお願いします。</p>	



【午前発表する10チーム(2/2)】

	高校名	チーム紹介	チーム写真
6	ノートルダム清心高等学校 (広島県) 【初】	私達は、学校の同好会「しゅわわ」で活動している広島の高校生です。昨年、東日本大震災被災ボランティアに参加し、震災の教訓を伝える被災者の思いに共感しました。そこで、私達も平和への思いを伝えることになりました。予選では、今までの平和学習で学んだ「戦争の真実を忘れないこと」「平和を願う気持ちを伝えること」「今を一生懸命生きること」の3つのメッセージを演技に込めました。本選では、もっと皆様に私達の平和への思いが届くよう、一杯頑張ります。	
7	横浜南陵高等学校 (神奈川県) 【2回目】	神奈川県立横浜南陵高等学校 社会福祉部です。1・2年生合わせて18名、今回はその中の10名で本選に臨みます。普段は手話ソングの披露やボランティア活動を行っているとても賑やかな部活です。2回目の本選出場となる今回は作風をガラリと一変。昨年起こった相模原障がい者殺傷事件を受け、語り、劇そして影絵を通し現代の偏見、差別という問題を私たちに受け止め表現しました。ナビゲーター、森の仲間達と共に今回の殺傷事件で明白になった未だ消えぬ差別意識、そして私たちの想いに耳を傾けてください。	
8	真和志高等学校 (静岡県) 【4回目】	昨年度の本大会で、準優勝という輝かしい功績を得ることができ、部員も大層嬉しえ、手話の魅力を感じることができました。今年は琉球の歴史をテーマに、現代版組踊り鬼〜琉球王尚巴志伝説を歌った「ダイナミック琉球」に合わせ、演奏します。また、2020年に泊った東京オリンピックで注目目となった沖縄先祥の空手も取り入れ、格好よく手話と合わせ表現したいと思えます。手話の発展と沖縄の魅力伝えるべく、今年も一杯頑張ります。	
9	中央ろつ学校 (東京都) 【2回目】	東京都立中央ろつ学校高等部生活文化部です。生活文化部では、手話歌の練習や部誌作り、茶道体験、調理実習などを行っています。昨年度は、手話パフォーマンス甲子園に出場したり、手話歌アプリコンテストで優勝したりと初めての体験を沢山しました。昨年度の経験や反省を生かして今年度は、劇中心に力を入れていました。「コーダ」という世の中にあまり知られていない人達の日常の一部を演じることで「コーダ」の人達の気持ちの変化や心の成長、思いを伝えていきたいです。部員が少ないので一人二役で一生懸命頑張りたいと思っています。	
10	京都府立上学校 (京都府) 【3回目】	3回目の参加となった京都府立上学校です。今年度は、1年生3人と2年生2人の5人での参加です。昨年度の大会経験者や受験等で忙しい3年生にお預かりして、練習を覗いてもらい、意見を言ってもらったり、演技指導をしてもらいながら劇を作り上げました。今年度のテーマは、「障害の有無等に関係なく、辛くて投げ出したくなる時もあるけど、どんなときも前向きに取り組むことで困難も乗り越えられる。」ということを伝えたいと思えます。鳥取で皆さんに会えることを楽しみにしています。	



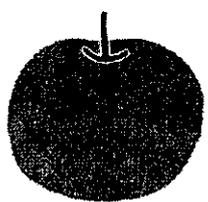


【午後に発表する10チーム（1/2）】

	高校名	チーム紹介	
1 1	奈良県立ろう学校 (奈良県) 【4回目】	奈良ろう演劇部は創部から14年目を迎えました。「表現の世界は障害の壁はない」をモットーに活動しています。部員はみんな元気いっぱいでおどおど、笑いが止まらない演劇集団です。このたび発表する作品は、盲話作家江藤直子さんの原作「ねこはしる」を脚色しました。再びこの本舞台の舞台に立てる喜びをかみしめ、リハントする気持でおどります。これまで演劇で培ってきた仲間との絆と表現力、奈良ろう演劇部の情熱をもって、今を生きる自分たちの最高のパフォーマンスで「いのちのつながり」をテーマに活動してもらえよう頑張ります。	
1 2	大泉桜高等学校 立川ろう学校 (東京都) 【4回目・2回目】	ろう学校と手話部の合同チームです。初参加した昨年度、メンバーたちは素晴らしい思い出と絆をこの鳥取の地で築きました。もともと交流校でしたが、一緒にパフォーマンスすることで真の交流ができたと思います。本番でミスしたことも翌日の砂丘散策とともに今では楽しい思い出です。今年の劇の主人公は、プロダンサーを目指す者のリコ。「聞こえないから無理」と言う同級生たちの中で、リコはどうする?!メンバーの個性を活かしつつ、笑って考えさせる劇となりました。息を合わせ伸び伸びと演じます。ご期待を!	
1 3	石狩翔陽高等学校 (北海道) 【4回目】	こんにちは!石狩翔陽高校ボランティア部です。私達はこれまで、ヨソコイ、手話劇、啓発型シミュレーションと、様々な角度から「手話が言語であること」や「聞こえないこと」について演じて参りました。そして今回は、2年前に演じた「言葉を築きあげたアイヌ民族」のお話の「続編」。手話劇を通して、「アイヌの人々の命」を伝えます。この劇は、私達が今まで伝えてきたメッセージの完結点となり、また、これまで積み重ねてきたことの集大成となります。チームもオール3年生で完成したので、最後の手話劇を悔いなく、思い切り演じます!!	
1 4	岡崎東高等学校 (愛知県) 【2回目】	私たちはJRC部手話有志チーム「smile」です。ボランティア精神溢れる7人がJRC部入部により手話と出逢い、手話に惹かれていきました。JRCの活動の中で、「いじめ・貧富・飢餓・テロ・戦争」など世界には様々な問題があることを知りました。平和に生きてきた私たちにとって衝撃でした。世界平和に向けて私たちにできることは何かを考えたときに、一人でも多くの人にこの問題を知ってもらおうことだと考えました。手話パフォーマンスを通して、一人でも多くの方が世界平和を考えきっかけになって頂きたいです。	
1 5	山梨県立ろう学校 (山梨県) 【初】	こんにちは。初出場の子梨県立ろう学校高等部です。総勢10人の小集団ながら、個性的で楽しい仲間達です。これまで色々な結果が大きなきを生かしてきました。だからこそ、今回がんばって挑戦したいと思いました。内容は昨年の学園祭で発表した劇の続編です。絆をテーマに、観客と楽しさを共有できる発表を目指しました。今回も、会場の皆様と笑顔とハッピーを分かち合いたいです。高等部10人全員で創りあげたパフォーマンスです。参加できない仲間の方も全力で楽しめます。初めての舞台、緊張すると思いますが、よろしくお願ひします。	

【午後に発表する10チーム】

	高校名	チーム紹介	
1 6	田川浜高等学校 (香川県) [4回目]	石川県立田川浜高等学校手話部です。私たちは介護福祉士を目指し、学校だけでなく高齢者施設でも学んでいます。その中で2025年には65歳以上の人の5人に1人が認知症を発症する「怖があることを知り、私たちは学びを受けました。私たちが言ってくれた大切な人が、若いていくことが幸せだと実感できるように、「この町を誰でも安心して暮らせる町にしよう」と、私たちは決意しました。今年は、この決意をこいいたま、誰もが安心して暮らせる町創りについて、私達と一緒に考えていただければうれしく思っています。	
1 7	杏和高等学校 (愛知県) [3回目]	「だれもが楽しめる舞台」を目標に、ディズニーショーの「ミシカの伝説」を舞台で再現します。ストーリーを分かりやすく演劇にし、見て楽しめるようテンポの速いダンスを取り入れ、ワクワクするよう会場の皆さんが参加できるシーンを作りました。演劇・歌・ダンスをミックスして、演技者と観客の心が一つになることをめざします。そして誰もが生きやすい共生社会を築くために、お互いの事を理解し歩み寄るきっかけになればと思います。さあ皆さん、私たちと鼓動を合わせて一緒に楽しみましょう！	
1 8	三井高等学校 (福岡県) [4回目]	今年は『感謝〜ありがとう〜』をテーマに全国の皆さんに私たちの気持ちを伝えます。手話ソングは、藤田麻衣子さんの「手話〜愛するあなたへ〜」です。両親をはじめ、今まで支えてくれた方々へ「ありがとう」という感謝の気持ちを伝えます。それだけが全部ではない。自分で「ありがとう」といえない人を思い浮かべ、心の中にある感謝の気持ちを手話ソングを通して伝えます。また、7月に起きた九州北部豪雨において、賑かいメッセージ、支援物資、ボランティア活動では、皆さんからの様々なご支援を頂きありがとうございます。	
1 9	鳥取城北高等学校 (鳥取県) [3回目]	“ようこそ鳥取県へ！私たち鳥取城北高等学校ボランティア部が、この全国高校生手話パフォーマンス甲子園の“応援団”となって、全力パフォーマンスでみなさんを応援します！頑張る誰かの姿は、きっと他の誰かに頑張る勇気を与えることができます。この大会では全国から同じ志を持つ仲間が集まっています。この“手話の聖地”と言われる鳥取の地で互いのパワーを思う存分ぶつけあいましょう！「僕らの力が誰かの力に！城北応援団！」「頑張る君と一緒に頑張ろう！城北応援団！」	
2 0	熊本工学校 (熊本県) [6回目]	「私は、職場実習で笑顔の大切さ、人とつながる喜びを改めて感じました。」「私は、工学校の先輩である師を目標に可能性を信じ、挑戦し、世界を広げようと大学進学を希望しています。」熊本工学校、今年は三人での参加です。熊本の手話言語部のとっておきの手話言語を「大吉利」(川柳)で一部表現、私たちの手話に対する深い思いを熊本の四季を通して語る、三部構成でお届けします。自分を変えたい、段を取りたい、人を笑顔にしたい」と語り合っている私たち。高校生手話パフォーマンス甲子園に参加できる喜びを前に、今年も第一杯頂きます。	



## 平成29年度の地域医療介護総合確保基金事業（介護分）の内示について

平成29年9月15日  
長寿社会課

- ▶ 平成29年度の地域医療介護総合確保基金（介護分）について、厚生労働省から配分額が内示されましたので報告します。
  - ▶ 本県の内示額は総額2.1億円で、「介護施設等の整備」（0.8億円）、「介護従事者の確保」（1.3億円）とも要望額どおり認められました。
- ※当初予算で2.1億円を措置し、事業実施中です。

### 1. 本県の内示額（基金造成予定額）

平成29年度配分額 2.1億円（要望額どおり）

事業区分	H29度配分額	(参考) これまでの配分額		
		H28度当初予算分	H27度補正予算分	H27度当初予算分
1. 介護施設等の整備に関する事業	0.8億円	1.5億円	6.3億円	1.1億円
2. 介護従事者の確保に関する事業	1.3億円	0.6億円	0.6億円	0.9億円
計	2.1億円	2.1億円	6.9億円	2.0億円

### 2. 主な要望事業の内容

事業区分	平成29年度実施の主な事業	H29度基金配分額
1. 介護施設等の整備に関する事業 [0.8億円]	<p>ア. 地域密着型サービス施設等の整備への助成[64百万円] 小規模多機能型居宅介護事業所2か所</p> <p>イ. 介護施設の開設準備経費等への支援[11百万円] 小規模多機能型居宅介護事業所2か所</p>	0.8億円
2. 介護従事者の確保に関する事業 [1.3億円]	<p>ア. 参入促進 [29百万円]                      中高生夏休み介護体験、ケーブルテレビを活用した介護の仕事紹介、                      オールジャパンケアコンテスト開催支援、                      介護職員初任者研修受講料補助・担い手等加算（奨励金）                      「働く家族応援！」企業内研修の開催支援、                      働く介護家族向け「介護職員初任者研修」開催支援、                      就職フェアの開催、介護人材魅力発信フォーラムの開催、                      就職コーディネーターの配置、進路選択学生支援 等</p> <p>イ. 資質の向上 [98百万円]                      介護専門職研修、介護職員等の喀痰吸引等研修、                      介護支援専門員研修、新卒訪問看護師育成支援、                      ケアプラン点検支援、介護職員・小規模事業所グループ支援、                      介護福祉士国家資格取得支援（実務者研修受講料補助）、                      認知症初期集中支援チーム員受講支援、</p>	1.3億円

	<p>かかりつけ医・歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上研修、地域包括支援センター職員研修、地域ケア会議実務者研修、生活支援コーディネーター養成研修、介護事業者・職能団体等の取組支援（キャリア段位制度アセッサー講習受講料補助、市民後見人養成、介護予防のためのOT・PT・ST指導者育成研修）等</p> <p>ウ. 労働環境・処遇の改善〔7百万円〕</p> <p>新人介護職員に対するエルダー・メンター制度等導入支援、職場環境改善研修、介護ロボット導入支援事業 等</p> <p>エ. 基盤整備〔1百万円〕</p> <p>介護人材確保対策協議会、人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の創設</p>	
計		2.1億円

### 3. 平成29年度基金（介護分）に関するこれまでの取組状況及び今後の予定

時 期	取組状況又は今後の予定
平成28年9月	・平成29年度基金事業(施設整備分)に係る市町村、介護施設等の要望の照会・とりまとめ(～平成28年12月)
11月	・平成29年度基金事業(介護従事者確保分)に係る市町村、事業者団体等の要望の照会・とりまとめ(～平成29年1月)
12月	・鳥取県介護人材確保対策協議会にて各団体等の課題、取組状況、平成29年度重点取組事業等の意見聴取(11月8日)
平成29年1月	・市町村、事業者団体の要望や意見等を踏まえ平成29年度当初予算を要求
2月	・平成29年度政府予算案の閣議決定(12月26日)
3月	・国から施設整備に係る平成29年度対象事業の提示、要望額の照会(1月10日)、事業量・事業内容の報告(1月20日)
4月	・国から介護従事者確保に係る平成29年度対象事業の提示、要望額の照会(1月27日)、事業量・事業内容の報告(2月9日)
5月	・鳥取県介護人材確保対策協議会にて事業量、事業内容、国ヒアリングの感触等の報告、基金事業の優先順位等の意見聴取
8月	・常任委員会へ国への基金要望額等を報告
9月	・当初予算事業の一部実施
時期未定	・平成29年度分の中国四国厚生局による県ヒアリングの実施(5月18日)
	・平成29年度分の基金配分額の内示(8月28日)
	・平成29年度基金の国交付申請、平成29年度都道府県計画の提出(9月28日期限)
	・事業実施(一部、年度当初から実施済み。)
	・国交付金の交付決定(H27年度:8月、H28年度:11月)
	・交付金の受け入れ、基金の積み増し(H27年度:10月、H28年度:12月)

# 平成29年度第2回子育て王国とっとり会議の開催概要について

平成29年9月15日  
子育て応援課

子育て王国とっとり条例に基づき設置している「子育て王国とっとり会議」について、今年度の第2回目の会議を下記のとおり開催しました。

## 記

### 1 第2回会議の開催について

- (1) 日時 平成29年8月29日(火) 10時から正午まで
- (2) 場所 とりぎん文化会館第3会議室
- (3) 議事
  - ア 平成28年合計特殊出生率について
  - イ 平成28年度子育て王国とっとり推進指針に基づく事業実施報告
  - ウ 子育て王国とっとり推進指針等の主な目標指標に対する平成28年度実績について
  - エ 平成29年度子育て王国鳥取県の取組について
  - オ 子育て王国鳥取県の更なる推進に向けた施策案について
  - カ 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しについて
- (4) 報告事項
  - 第1回とっとり自然保育認証審議部会の開催結果について

### 2 委員からの主な意見

- ・若い世代に対して、えんトリーの周知をしっかりとすべき。また、えんトリーは結婚を前提とした方が登録されるが、もう少し気軽に恋愛相手を探せるしくみがあると良い。
- ・合計特殊出生率(H28:1.60)は増加傾向だが、出生数は減少(H28:4,436人と過去最低)している。少子化の大きな原因の一つアンケート結果にあるとおり、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」であり、色々な子育て支援策をするのも大切だが、子育て世帯に対し、在宅育児世帯への現金給付のように、直接的な財政支援を行う時期に来ているのではないかと。
- ・放課後児童クラブについて、高学年の受け入れなど利用者のニーズに沿ったきめ細かいサービスが提供できるよう、更なる体制整備に努めてほしい。
- ・子育てをしている者が中心となって子育てサークルなどを運営するのは理想だが、地域によっては民生児童委員が中心となって運営し、市町村の事業の一部となっている感がある。地域で子育て支援等を中心となって活動ができる人材を育成していくことはよいことだが、市町村毎の実情も違うと思うのでよく把握した上での事業設計が必要。
- ・行政だけでなく、地域の人材、団体などが子育て支援を行っているが、それを繋いでいける人材の育成が必要。

### 3 今後の予定

回数	時期	内容(予定)
第3回	平成29年秋頃	・鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の点検・評価 ・平成30年度新規事業の検討 ・平成28年度達成目標の実績報告(子どもの貧困対策関係)
第4回	平成30年3月	・鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の見直し ・平成31年度新規事業の報告

#### 4 子育て王国とっとり会議委員について

(1) 任期 平成28年5月26日から平成30年5月25日

(2) 委員の構成 委員24名

(3) 会長 鳥取大学地域学部地域教育学科教授 塩野谷 斉 (委員の互選により決定)

分野		職名等	氏名
学識経験者		鳥取大学地域学部地域学科教授 鳥取大学附属幼稚園園長	塩野谷 斉
		鳥取短期大学教授 地域交流センター長	白石 由美子
公募		会社役員 相談室主宰	林 ルミ
		畜産業	田中 亜未
子育て中の人		鳥取市立神戸小学校PTA会長 鳥取県PTA協議会評議委員	山本 賢璋
他県からの移住者	福岡県⇒大山町	林業	井上 健一郎
	大阪府⇒鳥取市	音楽制作会社経営者	森川 寛史
将来子育てを行う人	学生	鳥取環境大学経営学部(2年生)	光浪 彩耶香
地域で子育てを支援している人	東部	ゆうゆうとっとり子育てネットワーク副代表	塚田 比佳理
	中部	倉吉はばたき人権文化センター所長	山下 千之
	西部	NPO法人えがおサポート代表理事	藤澤 幸恵
児童福祉	保育所	倉吉東こども園園長 (鳥取県子ども家庭育み協会会長)	大橋 和久
	母子生活支援施設	鳥取市母子生活支援施設つくし所長 (鳥取県母子生活支援施設協議会副会長)	玉谷 隆明
	認定こども園	倉吉幼稚園園長	井尾 雅一
保健・医療	医師(小児科)	谷本こどもクリニック副院長	谷本 弘子
	歯科医師	岸本歯科医院医院長(鳥取県歯科医師会理事)	岸本 匡史
	保健師	境港市健康推進課係長	田中 美津枝
教育	幼稚園	元東みずほ幼稚園園長	笹木 美穂子
	家庭教育	家庭教育アドバイザー (鳥取県中部子ども支援センターとっとり代表)	松島 緯子
産業		東洋交通施設株式会社代表取締役社長	西垣 豪
		鳥取県商工会青年部連合会副会長	筒井 洋平
労働		社会保険労務士	前村 幸子
市町村	市	鳥取市健康こども部次長兼こども家庭課長	竹間 恭子
	町村	湯梨浜町子育て支援課課長	丸 真美

#### 《参考》 子育て王国とっとり会議の概要

1 設置根拠 子育て王国とっとり条例第12条

2 設置時期 平成26年5月26日

3 所掌事務

(1) 子育て王国とっとり条例関係

ア 子育て王国とっとり推進指針の策定に当たり、知事に意見を述べること。

イ 鳥取県子どもの貧困対策推進計画について、知事に意見を述べること。

ウ 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。

(2) 子ども・子育て支援法関係

ア 県が子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようするときに意見を述べること。

イ 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

# 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しについて

平成29年9月15日

子育て応援課

鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて、以下のとおり実施することとしました。

次回の子育て王国とっとり会議にて素案を提示し、パブリックコメントの実施結果を踏まえ、今年度末までに改訂作業を完了する予定です。

## 1 子ども・子育て支援法に基づく計画の見直しの概要

### (1) 市町村計画の見直しの考え方 ～計画に関する国の基本指針及び作業の手引きより～

- 保育所等を利用する実際の子どもの数が、計画による「量の見込み」と大きく乖離している場合など、計画期間の中間年（平成29年）を目安として、必要な場合には市町村計画を見直す。
- 見直しの方法については、子ども・子育て会議等の議論を経て各市町村で判断する。

#### 【見直しの基準】

次の①から③に該当する場合は、原則見直しが必要となる。

(①から③に該当しない場合であっても各市町村の判断により見直しを行っても差し支えない)

- ① 平成28年4月1日時点の支給認定を受けた保護者の認定区分ごと（3号認定については0歳児と1・2歳児ごと）の子どもの実績値が、市町村計画における「量の見込み」よりも±10%以上のかい離がある場合
- ② 10%以上のかい離はないが、平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ待機児童等の発生が見込まれる場合
- ③ 既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

### (2) 県計画の見直しの考え方 ～計画に関する国の基本指針及び作業の手引きより～

- 市町村計画の見直し状況等を踏まえて、必要な場合は県計画を見直す。  
(平成27年5月に策定した県計画において定めた「量の見込み」及び「確保方策」は、市町村計画における数値を積み上げて設定)

## 2 見直しの方針

- 市町村計画の見直しを踏まえた改訂
  - ・市町村が見直した、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」を県計画へ反映する。
- 策定時から現在までの時勢の変化に応じた項目の追加
  - <教育・保育の提供体制の確保>
    - ・企業主導型保育施設の活用
    - ・幼稚園における預かり保育の充実（2号認定子どもの受け皿）、一時預かり事業幼稚園型による2歳児受入れ等
  - <教育・保育従事者の確保及び資質の向上>
    - ・幼児教育センター（H29.4 設立）との連携
- その他
  - <「子育て王国とっとり推進指針」との整合>
    - ・各取組を推進する具体の関連事業等については、本計画を包含する「子育て王国とっとり推進指針」の改訂により読み替えることとする。

## 3 今後のスケジュール（予定）

9月末	市町村計画の提出
11月	常任委員会において県計画素案の提示
12月	パブリックコメントの実施
1月	常任委員会にて最終改訂案の提示
3月中	改訂

(参考)

## 「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」の概要

### (1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に資するため、県として各市町村を通じる広域的な見地から、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する支援等、子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進に関して必要な事項を定める。

### (2) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

### (3) 計画の基本理念

子ども・子育て支援法に規定されている「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会」の実現には、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者への必要な支援が求められる。

子育て王国とっとり条例に規定する以下の基本理念に立って、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の市町村における提供体制の整備と円滑な実施を支援するため、鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画を定める。

- (1) 状況に応じた最良の支援
- (2) 適切な役割分担と連携協力
- (3) 個人の価値観の十分な尊重
- (4) 地域の特性の十分な発揮

## とっとり自然保育認証制度による第1回認証について

平成29年9月15日  
子育て応援課

保育所、幼稚園、認定こども園及び届出保育施設を対象として今年3月に創設した「とっとり自然保育認証制度」について審議する「とっとり自然保育認証審議部会」において、申請園全てが認証に適しているとの部会意見が出されたことを踏まえ、9月12日付けでとっとり自然保育認証園として認証し、認証式を開催しました。

### 1 認証園

市町村	区分		施設名
鳥取市	保育所	公立	白兎保育園
		私立	とうごう保育園、わかば台保育園
	幼稚園	国立	鳥取大学附属幼稚園
		私立	愛真幼稚園、鳥取ルーテル幼稚園
倉吉市	保育所	私立	みのり保育園、向山保育園、西倉吉保育園、めぐみ保育園
	認定こども園	私立	鳥取短期大学附属認定こども園、倉吉幼稚園
三朝町	保育所	公立	賀茂保育園
琴浦町	認定こども園	私立	赤碕こども園
米子市	保育所	私立	ひばり保育園
	幼稚園	私立	東みずほ幼稚園
	認定こども園	私立	キッズタウンかみごとう、キッズタウンさくら

付帯意見として、今後の安全対策マニュアルの充実及び保護者に対する活動等の周知・理解を進めることを求めた。

### 2 第2回とっとり自然保育認証審議部会の概要

(1) 日時 平成29年8月29日(火) 14時から16時まで

(2) 出席者 委員7名

氏名	職名等	備考
南 潮	鳥取短期大学幼児教育保育学科 准教授	部会長
井上健一郎	林業(福岡県からの移住者)	
鷹取健一	鳥取ルーテル幼稚園 園長	
武田信吾	鳥取大学地域学部地域学科 講師	
塚田比佳里	ゆうゆうとっとり子育てネットワーク 副代表	
藤澤幸恵	NPO法人えがおサポート 代表理事	
村島 満	ひかり福祉会ひかり保育園 園長	欠席
山根啓子	鳥取福祉会かんろ保育園 副園長	

#### (3) 議事

- ①現地ヒアリングの結果について
- ②付帯意見について
- ③今後の制度のあり方について

#### (4) 主な意見

- ・申請書類には表れない子どもたちの状況に応じた活動計画や、園長の方針を現地ヒアリングで伺うことができた。
- ・付帯意見に記載する内容の趣旨が伝わるよう、各園へ説明してほしい。

- ・保育者の自然体験活動への経験不足の声を聞いているので、素地づくりとなる研修を充実してはどうか。安全対策マニュアルについては、新しい情報をその都度周知してほしい。

### 3 認証式の概要

- (1) 日時 9月12日(火) 午前10時30分から11時まで
- (2) 場所 とりぎん文化会館 フリースペース
- (3) 出席者 平井知事、認証園代表者、近隣の認証園園児
- (4) 次第
  - ①知事挨拶
  - ②認証書授与(併せて、智頭農林高校製作の県産材認証看板を全園へ贈呈)
  - ③認証園園児によるお礼のお歌
  - ④記念撮影



#### <参考：保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度の概要>

##### (1) 目的

県のめざす幼児の姿「遊びきる子ども」を目指し、子どもたちの「体力の向上」「感性」「探究心」「集中力」「自ら考える力」などを育成する場の一つとして鳥取県の豊かな自然を活用し、自然体験活動を行う保育所、幼稚園等の施設に対し、県が定める基準に基づき認証し、その活動を支援することにより、子どもたちの健全育成を図る。

##### (2) 主な認証基準

実施者	県内の保育所、幼稚園、認定こども園及び届出保育施設の運営団体
活動計画	・園の活動方針・指導計画等に取り入れ、計画的に実施 ・屋外の活動する場所は複数確保し、園外に最低1箇所確保
活動時間	3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上
活動内容	県内での自然体験活動(森の中の散策、生き物観察、農業体験等)
活動時の職員体制	・保育所等の配置基準によるが、人数にかかわらず保育者は最低2人以上
質の担保	・県等が実施する自然体験活動に関する研修の受講 ・自然体験活動に関する内部研修の実施
安全対策	・県等が実施する安全対策研修の受講 ・安全対策マニュアルを作成し、かつ、保育者と保護者に周知 ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制の確保

##### (3) 活動費の補助(自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金)

認証された園が行う自然体験活動に必要な経費を補助

(補助率：1/3、補助基準額：1施設当たり440千円を限度)

## 第4回鳥取県立中部療育園整備検討会の開催結果について

平成29年9月15日

子ども発達支援課

建築後13年が経過し、施設の狭隘化などさまざまな課題が生じていることから、中部療育園に係る整備方法及び倉吉養護学校における医療的ケア体制の整備について検討するため、鳥取県立中部療育園整備検討会の第4回会議を下記のとおり開催しました。

### 記

- 1 日 時 8月24日(木) 午後2時～3時45分
- 2 場 所 鳥取県立倉吉総合看護専門学校 会議室
- 3 協議事項 特別支援学校と療育機関との具体的な連携、分教室化のメリット・デメリット等
- 4 主な意見
  - 今後増えつつある人工呼吸器等の医療的ケアが必要な児童に対しての、中部圏域での学校や地域の受入体制を今から考えておく必要がある。
  - 倉吉養護学校の分教室化については、その対象となる障がい種別や規模をどう考えるか、などによってその内容は大きく変わってくる。
  - 中部圏域の中で、療育園、エール(発達障がい者支援センター)、皆成学園など、発達障がいへの支援機能を果たす機関がそれぞれどのように連携し、その中で中部療育園がどういう機能を果たすのかを考える必要がある。
- 5 その他
  - ・第5回は10月頃に開催する予定です。

(参考) 鳥取県立中部療育園整備検討会検討会委員

所属・役職	氏名
中部療育園利用者(保護者)代表	坂本 沙智
倉吉養護学校保護者会元代表	中江 陽子
倉吉市肢体不自由児・者父母の会会長	筏津 充代
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会役員	徳本 朋子
中部圏域障がい者地域自立支援協議会委員	但馬 崇
厚生病院事務局長	足立 正久
倉吉市福祉保健部次長兼子ども家庭課長	種子 真一
中部療育園園長	杉浦 千登勢
倉吉養護学校校長	茅原 宏司

[オブザーバー] 県教育委員会事務局特別支援教育課

県立歯科衛生専門学校における成績表の誤記載及び一部資料の紛失について

平成29年9月15日  
医療政策課

県立歯科衛生専門学校において、平成28年度2学年に在学していた全生徒の成績表の内容に一部誤記載があること、また、その元となる資料の一部を紛失していることが判明しました。今後、このようなことが起きないように、再発防止の徹底に努めます。

1 経過

日 時	対 応 経 過
3月31日(金)	・平成28年度分成績表を保護者宛に郵送。
4月 4日(火)	・数名の生徒より2年時担任Aに点数が誤っているとの訴えがあった。
4月中旬頃	・担任Aから回答がないことについて、他の教員が生徒から相談を受け、担任Aに確認するよう指示。
6月頃	・教務主任が生徒から相談を受け、教務主任が担任Aに成績原簿の元資料の提出を求める。 ・臨床実習の成績評価の元となる「評価表」(実習先が作成)を担任Aが紛失していることが判明。引き続き「評価表」の検索を継続。(評価表を転記したデータは存在)
8月24日(木)	・生徒1名より成績証明書の交付申請があり、念のため成績原簿と元資料の数値を確認したところ成績原簿に誤記載があることが判明。
8月28日(月)	・学校から医療政策課に、成績表に誤記載があったと連絡が入る。
8月29日(火) ～30日(水)	・全員分の成績の見直しを行った結果、2年生のほぼ全員の成績原簿に誤りがあり、保護者宛に郵送した成績表に誤記載があることが判明。 ・全員分の出席状況について見直しを行った結果、2年生の一部生徒の出席状況に誤記載があることが判明。
8月31日(木)	・歯科衛生専門学校運営委員会を開催し、対応を協議。(福祉保健部長、医療政策課、歯科医師会長等)
9月 1日(金)	・保護者宛に謝罪文及び保護者説明会の案内を送付。
9月 4日(月)	・対象生徒に修正後の成績表を交付し、状況説明及び謝罪を行った。 ・その保護者宛に修正後の成績表を別途送付。
9月 7日(木)	・保護者説明会を開催し、状況説明及び謝罪を行った。 (主な意見) ・もっと早い段階で対応していれば違っていたのではないかと。 ・教員の指導体制、サポート体制等をきちんとしてもらいたい。 ・今後のきちんとした対応に期待したい。

2 原因

- (1) 当時の担任Aがパソコンで成績原簿を作成する際の転記誤り及び十分な確認作業を行っていなかった。また、複数人による確認作業を行っていなかった。
  - (2) 担任Aが採用1年目で、成績表の作成について不慣れであった。また、担任Aに対する学校としての指導が充分でなかった。
- ※成績原簿は、各科目の担任が採点結果を記載した「得点表」及び臨床実習先が作成する「評価表」を元資料として作成。

3 誤りのあった成績表の記載内容

科目ごとの得点(30科目中6科目、このうち1科目については21名中20名分)及び出席状況(21名中17名分) (平成28年度2年生全21名)

4 対応状況

- (1) 対象生徒及び保護者それぞれに修正後の成績表を交付し、状況説明及び謝罪を行った。(保護者宛には文書を送付)  
また、保護者説明会を開催し、歯科衛生専門学校が状況説明、謝罪及び再発防止を徹底することを直接伝えた。
- (2) 歯科衛生専門学校においては、個人情報の適正管理について各職員に周知徹底を図るとともに、指導体制を強化することとしている。

5 再発防止策

- (1) 成績表を作成する作業においては、手順書を作成することとしており、複数人による確認作業を行うことを徹底する。
- (2) 成績の元資料については、個人情報であることを充分認識するとともに、適正管理を行うことを徹底する。

(参考) 歯科衛生専門学校は、「鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例」(昭和39年3月30日鳥取県条例第15号)にもとづき、一般社団法人鳥取県歯科医師会に学校の施設整備の保全及び生徒の授業に関する事務等の委託を行っている。  
※学校長は福祉保健部長 藤井秀樹、運営委員長は県歯科医師会会長 樋口寿一郎、副運営委員長は医療政策課長 中川善博、県歯科医師会専務理事 野坂百樹

平成29年度 第5回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について

平成29年9月15日  
医療指導課

- 1 日 時 平成29年8月22日(火) 13:30~16:00  
2 場 所 大栄農村環境改善センター  
3 出 席 市町村国保主管課長、国保連合会事務局長等  
4 概 要

(1) 協議事項

①協議内容の合意形成について

市町村の主な意見	県の対応
○合意形成の場として、市町村長に意見を聞く前に、連携会議でしっかりした意思統一が必要ではないか。	○連携会議でしっかり議論し、合意された内容について国保運営方針(案)としてとりまとめる。 ○さらに、運営方針は法的に市町村の意見を聞く必要があるため、市町村長あてに意見照会することで、市町村長の意向も反映させることとなる。
○今回の都道府県化はどうあるべきかというゴールを見据えての協議が必要。連携会議でしっかり協議し、イメージを共有する必要がある。	○今回の連携会議で納付金等を算定するためのルールを決定することから、激変緩和措置のルールを除いて、概ねイメージは共有できるのではないかと考える。

②納付金等の算定について

市町村の主な意見	県の対応
○納付金の算定は3方式とするのか、4方式とするのか。	○納付金の算定においては、様々な課題が指摘されている資産割を除いた3方式とすることを提案したい。 ○算定方式を4方式から3方式にすることで市町村において納付金額の増減が生じるが、増額する分については、激変緩和措置の対象とするよう検討する。
○納付金等の算定に係る $\alpha$ (医療費水準反映係数)の設定についての県の考え方はどうか。	○医療費水準を反映させない $\alpha=0$ にすることで、医療費水準が高い市町村の負担が軽くなり、医療費水準の低い市町村が負担を分け合うという結果になるが、市町村の合意が得られていない。 ○医療費水準を全て反映させる $\alpha=1$ で設定し、医療費適正化のインセンティブを残すこととする。
○納付金等の算定に係る $\beta$ (所得水準反映係数)の設定についての県の考え方はどうか。	○ $\beta$ (所得水準反映係数)は全国平均(全国平均 $\beta=1$ )との比較であり、本県は所得水準が全国より低く、国からは $\beta$ を0.78程度と示されている。 ○基本的に所得が低い地域においては応益(平等割、均等割)の負担割合を上げることで、軽減対象に対する国の支援を確保できることから、国が示す $\beta=0.78$ で設定する。 ○結果として、応益割へ傾斜することになるが、標準保険料率はあくまで参考値で、最終的には市町村が保険料率を決定されることになる。 ○運営方針へ県が設定した理由を記載する。
○試算の算定方法等はどうかしているのか。	○このたびの試算結果は、平成29年度予算ベースで、上記の設定ルールを基に算定したものを提示する。 ○各市町村の保険料総額は、法定外等の繰入前の額であり、これがそのまま平成30年度の保険料になるものではない。 ○納付金等の額は、11月及び1月の本算定に向けて、変動する可能性大である。

(2) 報告事項

国保制度改革に関する市町村向けの広報に役立てていただくために、県が別紙のとおりチラシ(案)を作成。広報に必要となる経費も、措置されている。

## 平成29年度第2回鳥取県国民健康保険運営協議会の検討結果について

平成29年9月15日  
医療指導課

- 1 日 時 平成29年8月31日(木) 13:30～15:30  
2 場 所 県庁第二庁舎第33会議室  
3 出 席 運営協議会委員(次ページ参照)  
(事務局) 福祉保健部長、医療指導課長

### 4 概 要

- このたびの協議会は、国保運営方針案の内容について、市町村との検討状況の報告(中間報告)を目的に開催したものである。

### (1) 議事及び主な意見等

- 納付金等の算定に当たり決定すべき方針及び係数等について、最近の連携会議(市町村課長級)での市町村との検討状況の説明を行った。

項目	連携会議での合意内容等	協議会委員意見
納付金の算定方式について	○納付金の算定は、様々な課題が指摘されている資産割を除いた3方式で行うことを提案。その際、4方式から3方式にすることで納付金が上昇する市町村へは激変緩和措置の対象とする。	○資産割については、他市町村の資産の把握が困難で賦課できないなど、様々な問題があるため、この際除くべき。
納付金等の算定に係る $\alpha$ (医療費水準反映係数)の設定について	○各市町村の医療費水準をそのまま反映させる $\alpha=1$ で設定し、医療費適正化のインセンティブを残すこととする。	○将来の保険料のあり方として、統一なども期限を設定して検討することも必要ではないか。
納付金等の算定に係る $\beta$ (所得水準反映係数)の設定について	○ $\beta$ (所得水準反映係数)は全国平均(全国平均 $\beta=1$ )との比較であり、本県は所得水準が全国より低く、国からは $\beta$ を0.78程度と示されている。 ○基本的に所得が低い地域においては応益(平等割、均等割)の負担割合を上げることで、軽減対象に対する国の支援をより確保でき、得策であることから、納付金の算定は国が示す $\beta=0.78$ で設定する。	○応益割の負担割合を多くすると、低所得者の負担が増え、社会的弱者にとって過大な負担となる。
一般会計から国保会計への法定外繰入等について	○県から市町村に以下の要請。 ・法定内繰入れを適切に行うことで、法定外繰入れの減少につながる。 ・国では、決算補填等目的の法定外繰入れは解消・削減していくべきと整理されているが、財政状況を見つづ、保険料の激変等が起こらないよう判断していただきたい。	○法定外繰入れは、市町村の判断で柔軟に対応すべき。 ○また、反対に国保被保険者以外の税により国保特会の赤字が補てんされることになり、不公平であり、解消を図るべきという意見もあり。

○ その他の主な意見

- ・生活保護の受給ラインギリギリで対象とならない方などは、生活がやっとならぬ保険料の支払いが滞りがちとなっており、これらの現状を踏まえて収納率等の目標を設定すべき。
- ・都道府県化にあたり全国知事会は国の財政負担は1兆円必要と要望してきたところだが、結局3,400億円に留まっているなど、到底この制度改革では持続可能とならない。国への要望を行っていくべき。

(2) 広報チラシについて

国保制度改革に関する市町村向けの広報に役立てていただくために、県が別紙のとおりチラシ(案)を作成。広報に必要な経費も、措置されている。

【参考一県国保運営協議会 委員】

委員区分	委員名	所属等
被保険者代表	岸本 光義	智頭町民生・児童委員
	山根 收	北栄町国民健康保険運営協議会委員
	田邊 千代美	南部町社会福祉協議会理事 等
保険医又は 保険薬剤師代表	田中 敬子	鳥取県医師会/はまゆう診療所院長
	山中 茂	鳥取県歯科医師会常務理事
	井上 雅江	鳥取県薬剤師会中部支部専務理事
公益代表	藤田 安一	鳥取大学名誉教授
	森木 絵理子	中国税理士会鳥取県支部連合会/税理士
	前田 由美子	鳥取市社会福祉協議会地域福祉部長
被用者保険代表	穂坂 克博	全国健康保険協会鳥取支部業務グループ長
	村田 泰規	山陰自動車業健康保険組合鳥取支部業務係長

直近の試算結果について

【概要】

- 直近の試算は、公費の在り方（追加交付 1,700 億円の配分方法）の検討結果を踏まえ、新制度を前提に実施。
- 追加公費（1,700 億円）のうち一部（1,200 億円）を含めるとともに、普通調整交付金等の交付見込額を「都道府県単位」で算定。

	平成28年11月		平成29年1月		平成29年7月		平成29年11月		平成30年1月	
	第1回試算 (仮係数)	平成29年度予算ベース (見込みのため過大)	第2回試算 (確定係数)	平成29年度予算ベース (見込みのため過大)	第3回試算 (確定係数十一部更新)	平成29年度予算ベース (実績に近い文に縮小)	第1回試算 (仮係数)	平成30年度予算ベース (確定係数)	第2回試算 (確定係数)	平成30年度予算ベース (確定係数)
対象予算										
制度前提		現行制度 (市町村単位)		新制度 (都道府県単位)		新制度を前提 (都道府県単位)				
追加公費		未反映		ほぼ反映(1,200億円)		基本的に反映 (約1,600億円) ※結核・精神、非自死のみ未反映				
普通調整交付金		-		約300億円		約300億円				
暫定措置		-		約250億円		約300億円				
特別調整交付金		-		約100億円(子ども)		約100億円(子ども)				
保険者努力(都道府県)		-		約200億円		約500億円				
保険者努力(市町村)		-		約300億円 (別途特調より200億)		約300億円 (別途特調より200億)				
内訳										

※特別高額医療費共同事業分については公費60億円を仮置き。 ※既存の特別調整交付金についても可能な限り算定。

## 納付金等算定システムによる試算状況について

(平成29年度 推計ベース)

平成29年9月15日

保険者番号	市町村名	被保険者数 (人)	医療費指数	医療費指数反映係数		
				$\alpha = 1$		
				納付金額(円) (A)	標準保険料率の算定に必要な保険料 総額(円) (B)	1人当たりの保険 料額(円) (C)
310011	鳥取市	39,455	1.00328	4,444,545,260	3,708,252,515	110,033
310029	米子市	31,326	1.04431	3,928,203,303	3,279,712,156	122,318
310037	倉吉市	11,490	1.02569	1,387,432,575	1,169,222,239	119,643
310045	境港市	7,198	1.22914	929,021,427	777,074,064	126,201
310524	岩美町	2,927	0.96187	294,679,598	287,716,433	112,949
310912	八頭町	3,800	1.02398	387,393,558	339,893,964	103,684
310581	若桜町	810	1.03729	78,811,819	73,274,085	103,900
310615	智頭町	1,787	1.00138	202,295,519	183,758,017	116,871
310870	湯梨浜町	3,859	1.06672	469,674,461	421,006,656	126,735
310680	三朝町	1,487	1.15105	192,297,641	164,827,491	125,085
310920	北栄町	4,254	0.98822	527,589,932	478,261,788	132,425
310862	琴浦町	4,519	1.06604	557,466,079	488,343,650	126,084
310888	南部町	2,591	1.09179	299,483,090	265,987,230	118,309
310896	伯耆町	2,756	0.97702	295,173,025	265,683,862	114,148
310771	日吉津村	744	1.04601	87,451,593	86,028,130	136,309
310904	大山町	4,556	1.04327	507,234,725	450,317,509	114,483
310821	日南町	1,148	1.15871	169,178,045	155,293,229	154,576
310839	日野町	757	1.00109	89,867,530	84,490,852	131,163
310847	江府町	592	1.09773	65,568,689	57,989,057	113,147
合計(または平均)		126,056	1.05340	14,913,367,869	12,737,132,927	—

- 納付金額(A)は、資産割を除く3方式で算定したもの。(所得割:均等割:平等割)
- 標準保険料率の算定に必要な保険料総額(B)は、保険基盤安定(保険料軽減分)、一般会計からの法定外繰入、基金繰入、前年度繰越金を反映させる前の額である。
- 1人当たりの保険料額(C)は、医療分と後期支援分と介護分の総額をそれぞれの被保険者数で除し、合計した額である。

※医療費指数

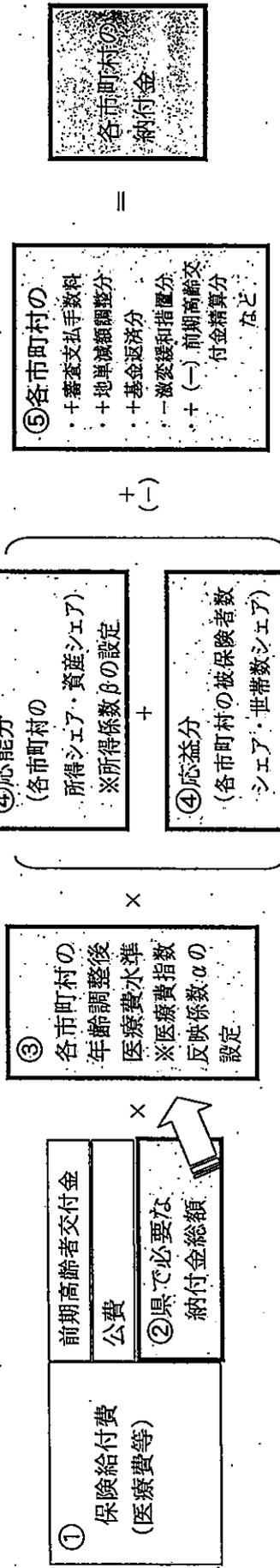
「当該市町村の実績の1人当たり医療費」/「当該市町村の各年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均であった場合の1人当たり医療費」  
=年齢調整後の医療費指数(直近3年分の平均) 全国平均の場合=1となる。

# 【納付金算定のイメージ】

原則、市町村の納付金の額は、県で必要な納付金総額を各市町村の医療費水準と所得水準を反映させて算定する。

- ① 県全体の保険給付費を推計（過去3年間の医療費の伸び等で推計）
- ② ①から国庫負担金等の公費を除き、県全体の納付金総額を算出
- ③ ②の納付金総額に各市町村の年齢調整後の医療費水準を勘案  
 ※各市町村の医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数 $\alpha$ の設定  
 ※ $\alpha = 1$ ：医療費指数を納付金の配分に全て反映、 $\alpha = 0$ ：医療費指数を納付金の配分に全く反映させない。
- ④ ③に各市町村の県内での所得シェアや被保険者数シェアを反映（※4方式の場合、応能分に資産額、応益分に世帯数を反映）  
 ※各市町村の所得シェアをどの程度反映させるかを調整する係数 $\beta$ の設定  
 ※全国平均と比較した都道府県の所得水準に応じて設定。平均的な所得水準の都道府県は1となり、応益に応じて配分する納付金と応能に応じて配分する納付金の割合が50：50となる。
- ⑤ ④に各市町村固有の経費を加算減算して各市町村の納付金を決定

## 《上記算定のイメージ図》



※国が示す係数（①・③・④など）の変動により各市町村の納付金も変動する。

平成30年  
4月から

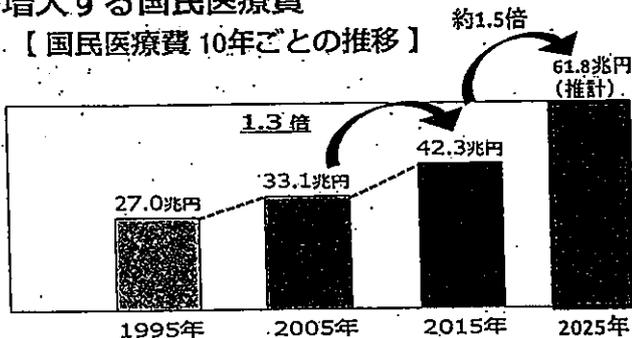
# 国保制度が変わります!

～市町村と県で国保制度を運営します～

## 国保制度の見直しの背景・必要性について

### ① 増大する国民医療費

【国民医療費 10年ごとの推移】



この10年間で国民医療費は、1.3倍になり、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年には、61.8兆円（10年で約1.5倍）と推計されています。

### ② 市町村国保の特徴

市町村国保には、次のような構造的な課題があります。

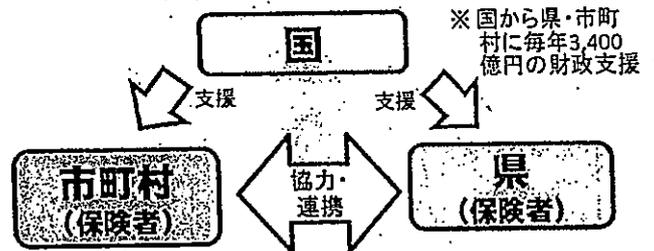
- ・被保険者（以下「加入者」という。）の年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ・所得水準が低く、保険料負担が重い
- ・財政運営が不安定になるリスクの高い小規模被保険者が多いため、財政赤字の被保険者も多く存在する

急激に進展する少子高齢化、医療費の増大の状況の中、市町村国保が抱える構造的な課題を解消しつつ、「国民皆保険」の最後の砦となる国保制度を将来にわたって守り続けるために、見直しが求められていました。

## 見直しの内容と役割分担について

### 見直しの柱

- 国の責任として、毎年約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行う。
- 市町村と県がともに国保の保険者となり、財政運営などそれぞれの役割を担う。



## 平成30年4月からの市町村と県の主な役割

市町村の主な役割	県の主な役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村の国保財政の運営</li> <li>○加入者の資格管理 (保険証の発行、各種届出の受付)</li> <li>○保険料(税)の決定、賦課・徴収</li> <li>○保険給付の決定、支払</li> <li>○保健事業 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県全体の国保財政の運営</li> <li>○市町村ごとの納付金の決定</li> <li>○市町村ごとの標準保険料率の決定</li> <li>○国保事務の標準化の推進</li> <li>○国保の統一的な運営方針の策定 等</li> </ul>

加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施

国保の窓口は、平成30年4月以降も引き続き市町村です。

## 見直しの効果について

### 1. 財政の安定化

県が市町村からの納付金を原資に、国保の保険給付に必要な費用を全額、市町村に支払うこととなるため、市町村の財政運営が従来より安定します。

### 2. 保険者機能の強化

県は、安定的な財政運営や効率化のため、市町村との協議に基づき、県内の統一的な方針となる「国保運営方針」を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進していきます。

### 3. サービスの拡充

次に記載する高額療養費の多数回該当のカウントの通算による負担軽減等の加入者へのサービスが向上されます。

## 見直しに伴う加入者への影響について

○市町村と県との間の国保に関する財政運営の仕組みは変更となりますが、保険料の決定や、保険料の納付先、保険給付の申請、各種届出の窓口など、加入者に関する部分は、これまでどおり市町村が行います。

○また、加入者が受けられる医療についても、この見直しでは変更はありません。

### 平成30年4月から制度が変更となること

<p>被保険者証（以下「保険証」という。）の様式が変更になります！</p>	<p>○県も国保の保険者となるため、保険証に「鳥取県」と表記されるようになります。</p> <p>○保険証の発行については、これまでどおり市町村が行います。</p> <p>※ 交付済みの保険証については、平成30年4月以降の最初の切替・更新の際に変更になる予定です。</p>
<p>高額療養費の多数回該当の取扱いが変更となります！</p>	<p>○「高額療養費の多数回該当」として、過去12ヵ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担額が引き下げられる制度があります。</p> <p>○これまで他の市町村に住所が変わった場合、保険者が変わることからリセットされ、新たに1回目からカウントとされていました。</p> <p>○今後は、県が保険者となることから、県内の他の市町村に住所が変わった場合でも、通算されて加入者の負担額の軽減が継続されます。</p> <p>※ ただし、他の都道府県に異動した場合は、これまでどおりリセットされ、1回目からのカウントになります。</p>

### 【自治体記入欄一記載例】

○国保制度は、国民皆保険を支える最後の砦です。これからも将来にわたり守り続けるためにも、平成30年4月からの国保制度の見直しにご理解、ご協力をお願いします。

○これからも、加入者の皆さまが安心できる国保制度を、県と市町村で支えていきます。

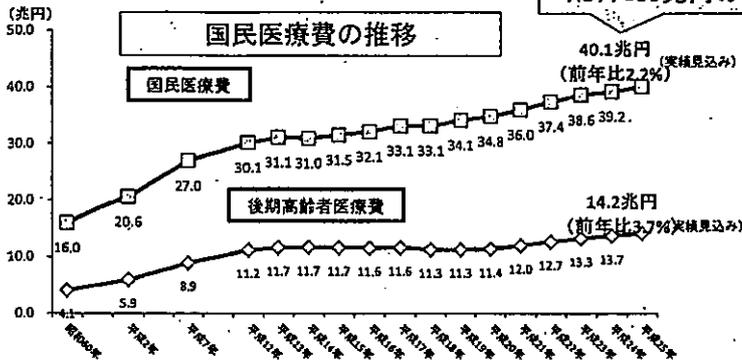
**国保の窓口は、平成30年4月以降も引き続き市町村です。**  
**国保制度や今般の見直し等で不明なことがあれば、ご連絡ください！**

( ■ ■ ■ 課 電話 : ● ● ● ● - ● ● - ● ● ● ● )

# 平成30年度からの国保制度改革の全体像

## 1 医療保険制度の背景

### (1) 増大する医療費



・年間40兆円。  
・毎年1兆円規模で増加  
・H37に60兆円の予測も

## 2 改革の方向性

### 資料 5

○「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」(国保基盤強化協議会...国、全国知事会、全国市長会、全国町村会の代表で構成)で議論。

#### 【議論の方向】

国民皆保険を将来にわたって堅持を前提に  
・国保に対する財政支援の拡充  
・都道府県と市町村との適切な役割分担  
・低所得者への保険料軽減措置の拡充を検討。

#### 【合意事項】(H27.2月)

1 公費拡充等による財政基盤の強化  
○H29以降、国は毎年3,400億円の財政支援の拡充を実施。  
⇒低所得者対策、財政安定化基金の創設、保険者努力支援制度の創設等

#### 2 今後の検討すべき事項

○国は持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有する。  
○改革後も、医療保険制度間の公平に留意しつつ、国保制度の安定的な運営が持続できるよう、必要な検討を進め、所要の措置を講じる。

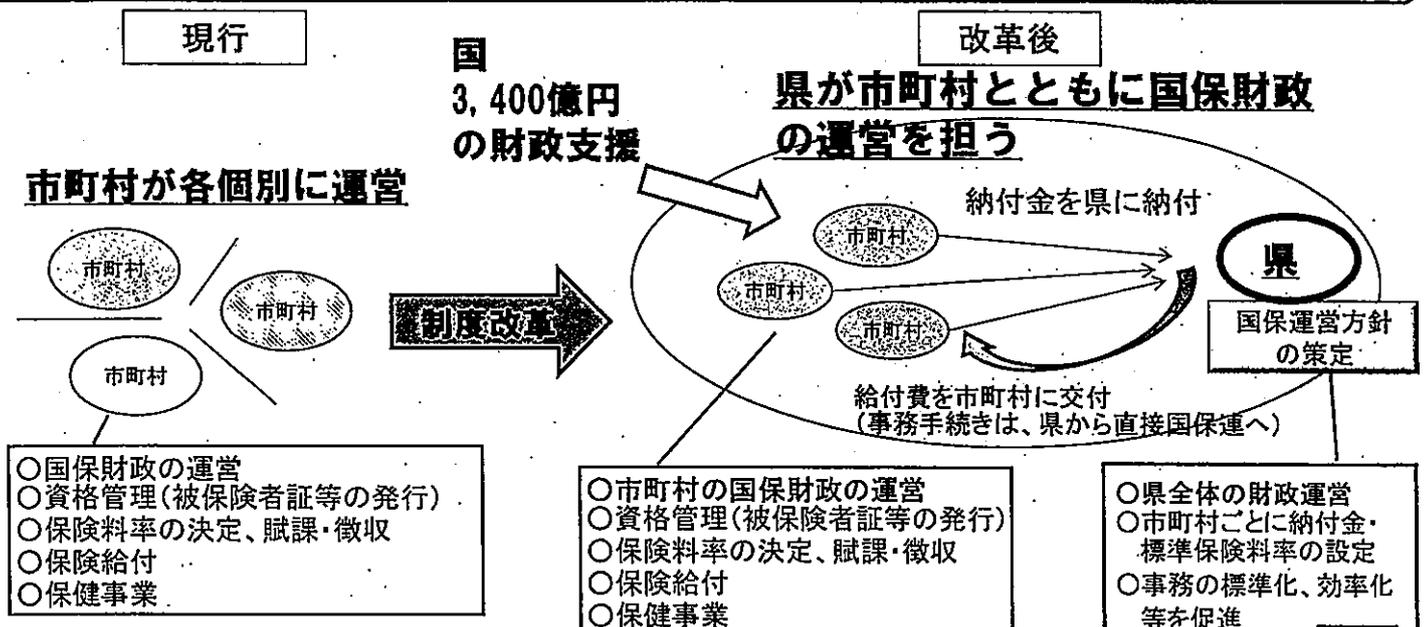
### (2) 市町村国保が抱える構造的な課題

- ①年齢構成が高く、医療費水準が高い  
・前期高齢者の割合：国保(35.6%)、健保組合(2.8%)  
・平均医療費：国保(32.5万円)、健保組合(14.6万円)
  - ②所得水準が低い  
・平均所得：国保(83万円)、健保組合(202万円(推計))
  - ③保険料(税)の収納率低下  
・収納率：平成11年度 91.3% → 平成26年度 90.9%
  - ④財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在  
・1716保険者中3,000人未満の小規模保険者471(全体の1/4)
- ↓
- ⑤赤字財政による一般会計繰入等の措置  
・決算補てん等の目的での法定外繰入額：約3,500億円

## 3 国保制度改革のイメージ

### 【役割分担】

- 国 ⇒ 財政支援 (国保財政へ新たに毎年3,400億円の支援拡充)
- 県 ⇒ 新たに市町村とともに国保財政運営を担う。
- 市町村 ⇒ 引き続き地域における資格管理、賦課・徴収等のきめ細かい事業を担う。



## 4 国・県・市町村それぞれの役割

### (1) 国の役割

国民健康保険に毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を実施。  
国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 平成26年度市町村の決算補填目的のための法定外繰入額 約3,500億円

国の主な役割	予算規模
低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充	約1,700億円 (H27から実施)
財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)	約700～800億円 ※現在制度設計中
自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応 (精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等)	
保険者努力支援制度の創設 (医療費の適正化に向けた取組等に対する支援)	約700～800億円 ※ 前倒し実施:H28は150億円 H29は250億円
財政安定化基金を段階的に造成等	平成32年度末で約2,000億円 (本県では最終的に8億円強の規模)

### 【参考】国保制度改革における県が保険者になることの被保険者への影響

	項目	主な内容
①	国保資格の取得・喪失手続の変更	・県内市町村への異動の場合は、資格の取得・喪失手続きは不要。 (その代わりに適用終了届・適用開始届が必要)
②	高額療養費の多数回該当の適用	・県内市町村への異動の場合は、多数回該当の対象を転入地に引継。 (被保険者にとっては、メリットの拡大)

3

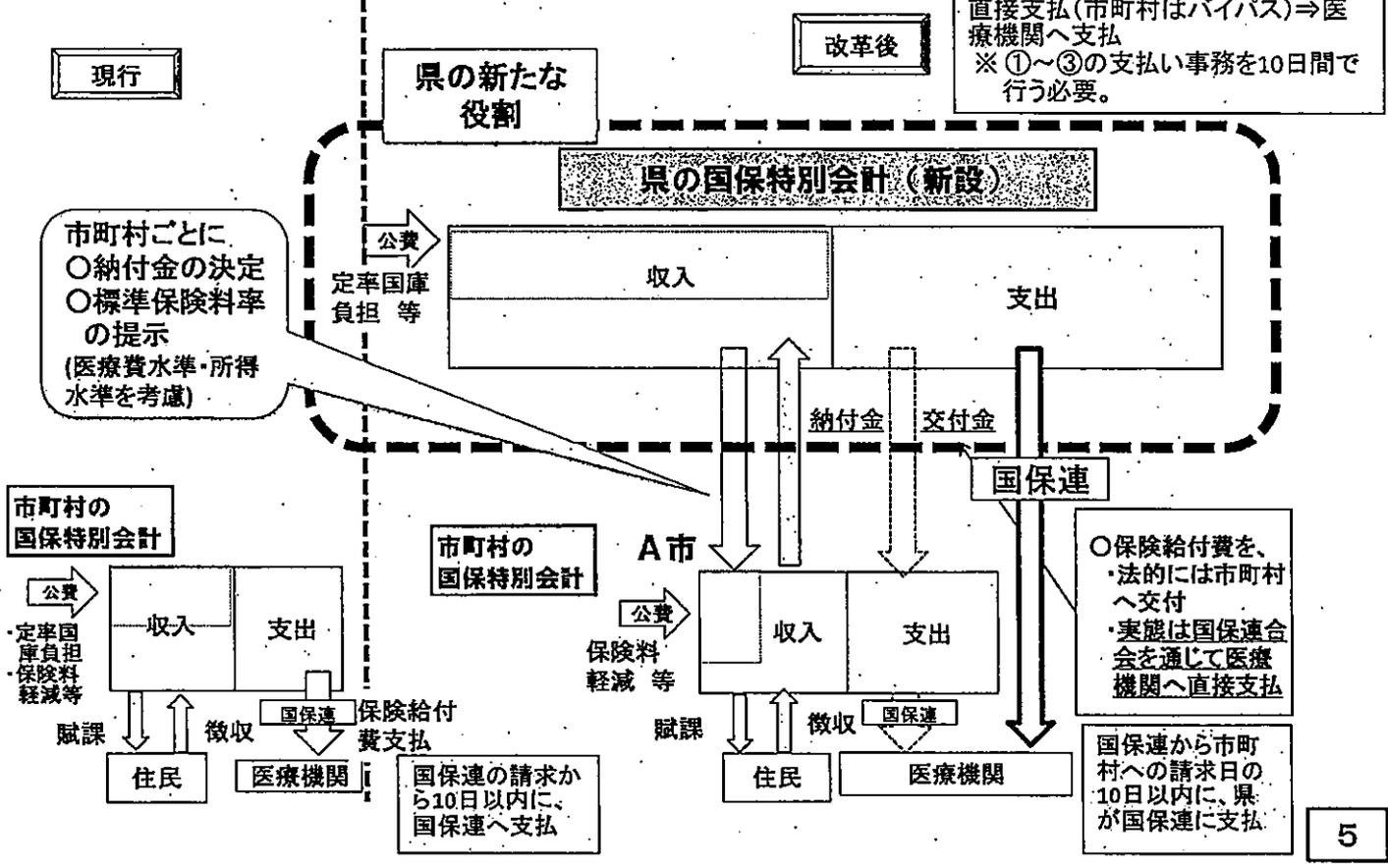
### (2) 県・市町村の役割

	県の主な役割	市町村の主な役割
1. 国保の運営 (総則)	○県内の市町村とともに国保運営を担う。 ○県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を策定。 ○市町村事務の効率化、標準化等を推進。	○地域住民と身近な関係の中、従前どおり、資格管理、賦課徴収等の業務を行う。
2. 財政運営	○県全体の財政運営 <b>新規</b> ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	○市町村内の財政運営 ・国保事業費納付金を県に納付
3. 資格管理		○資格の管理(被保険者証等の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	○市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 <b>新規</b>	○標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ○個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	○給付に必要な費用を、市町村に支払い <b>新規</b> (実際は支払期間短縮のため、国保連合会に支払い) ○市町村が行った後の保険給付の点検	○保険給付の決定 ○個別事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	○市町村に対し、必要な助言・支援	○被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施

4

# 5 改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

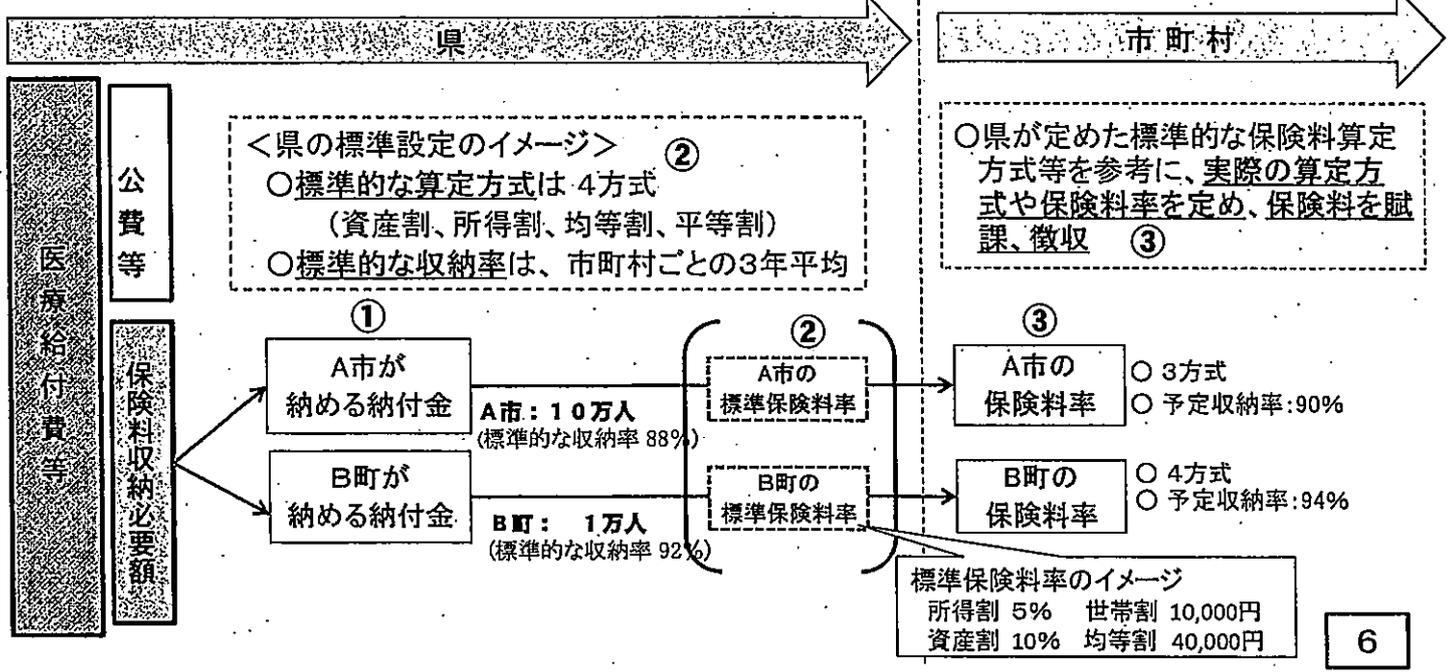
【H30以降診療報酬の実際の流れ】  
 ①国保連合会から市町村へ請求⇒  
 ②県へ請求⇒③県が国保連合会へ  
 直接支払(市町村はバイパス)⇒医  
 療機関へ支払  
 ※①～③の支払い事務を10日間で  
 行う必要。



# 6 国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み(イメージ)

## (1) 全体の流れ

- 県は、医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金(※)の額を決定(①)  
 ※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮  
 県が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を算定・公表(②)
- 市町村は、県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。(③)



## (2) 保険料水準等の考え方

- 平成30年度については、納付金の算定に当たって、国が原則として示すとおり医療費水準・所得水準を反映させた市町村ごとの納付金を決定することとする。
- 保険料率の統一化については、市町村の具体の意見を伺いながら、県国保運営協議会の中で検討する。
- 標準保険料率を算定するに当たって、4方式と資産割を除外した3方式の双方の試算を実施。

【参考】 ※H28.12月時点  
市町村長の考え方

①保険料のあり方

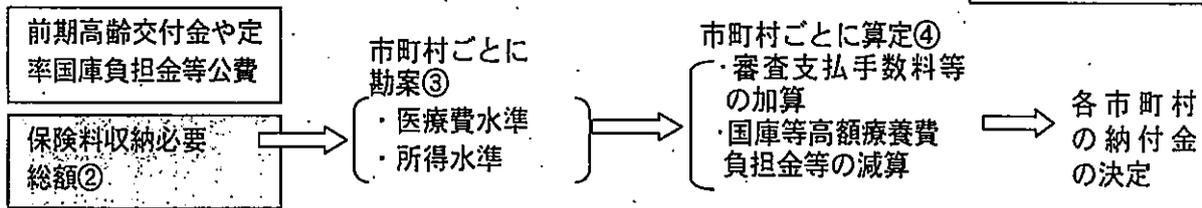
- ・統一すべき(4)
- ・統一化に反対(1)
- ・統一は当面困難だが、将来的に統一すべき(4)
- ・統一は当面困難(2)
- ・全体の方向に従う(3) 他

②保険料の算定方式

- ・4方式にすべき(5)
- ・3方式にすべき(4)
- ・試算結果で判断(4)
- ・全体の方向に従う(2) 他

## (3) 納付金の算定方法(イメージ)

- ① 保険給付費総額 (過去3年の平均等)



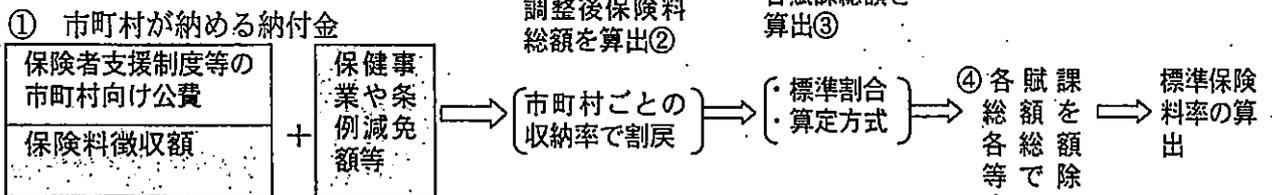
### 【算定手順】

- ① 県全体の保険給付費を推計(過去3年間の平均)
- ② ①から国庫負担金等の公費を除き、県全体の保険料収納必要総額を算出
- ③ ②の保険料収納必要総額に各市町村の医療費水準や所得水準を勘案して納付金基礎額を算出
- ④ ③の納付金基礎額に各市町村の審査支払手数料等を加算するとともに、高額医療費負担金等を減算して各市町村の納付金を決定

7

## (4) 標準保険料率の算定方法(イメージ)

### 〈上記算定のイメージ〉



### 【算定手順】

- ① 各市町村の納付金から保険者支援制度等の公費を除くとともに、市町村独自の保健事業や条例減免額等を加算し、各市町村の標準保険料率算定に必要な保険料総額を算出
- ② ①を各市町村の標準的な収納率で割り戻して調整後の保険料総額を算出
- ③ ②の調整後の保険料総額を標準割合や算定方式等に基づき、所得割賦課総額、資産割賦課総額、均等割賦課総額、平等割賦課総額を算出
- ④ ③の各賦課総額を総所得、総固定資産税額、被保険者総数、総世帯数で除して各市町村の標準保険料率を算定(参考として提示)

県は平成30年度当初、約7億圓を造成

## (5) 激変緩和について

納付金制度の導入により、従前の保険料率を上回る市町村も想定され、被保険者への影響を考慮して、可能な限り激変が生じないように、激変緩和措置を講じながら、円滑に移行する。(措置は平成35年度まで)

### 〈激変緩和措置の3パターン〉

- ① 納付金算定における医療費指数反映係数等の設定
- ② 県繰入金(2号)の活用
- ③ 特例基金(財政安定化基金)の活用

## (6) 財政安定化基金の活用

給付増や保険料(税)収納不足により財源不足になった場合に備え、県国保特別会計や市町村に対し、交付及び貸付を行う。

- ① 貸付…保険料収納額の低下により、財源不足となった場合、3年間無利子で貸付
- ② 交付…地震等多数の被保険者に影響を与える災害等が発生した場合、収納不足額の2分の1を交付(国・県・全市町村が補填)

8

## 7 国保事務の標準化の取組

### ＜基本的な考え方＞

- 市町村の国保事務について、市町村の事務処理の効率化・軽減につながり、被保険者にとってもメリットになるなどの効果を踏まえ、必要な標準化・効率化等を推進する。
- 実施時期等の優先順位を検討し、次の11項目について市町村・国保連合会と連携しながら、平成30年度までに標準化を目指す方向で検討中。

### 【検討項目】

- ①被保険者証の運用基準の統一
- ②資格管理事務の統一化等
- ③保険給付の支払事務の統一
- ④国保連合会への直接払い事務
- ⑤地単公費の取扱い基準の統一
- ⑥療養費の給付基準や運用日程等の統一
- ⑦出産育児一時金に係る給付基準の統一
- ⑧上記その他支給に係る申請書類の統一
- ⑨医療費通知の統一
- ⑩短期証等の取扱い基準の統一
- ⑪月報関係

## 8 本県の対応状況

平成30年度からの国保制度改革に向けて、市町村や国保連合会とも連携会議、作業部会を開催・検討しながら、準備を進めている。

### 鳥取県 県・市町村国民健康保険連携会議

【目的】国保新制度における円滑な運営について県・市町村が協議を行う場

【構成】市町村国保主管課長  
国保連合会事務局長等

#### 財政・保険料(税)部会

納付金算定方法、標準保険料率の設定方法等の検討

#### 保険給付・事務標準化部会

市町村事務の効率化等の検討

#### 電算研究会(国保連合会に設置)

連携 標準事務処理システム導入に係る検討

### 【連携会議の開催状況】

平成27年度 3回 ※平成29年度:2回  
平成28年度 5回

9

## 9 国保運営方針の策定

### (1) 国保運営方針策定の必要性について

平成30年度以降、県と県内市町村が一体となり保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、県が県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定める。

### (2) 県国保運営協議会について

#### ○主な審議事項

- ・国保事業費納付金の徴収
- ・国保運営方針の策定 等

#### ○委員(全11名)

被保険者代表(3名)、公益代表(3名)、保険医又は保険薬剤師代表(3名)、被用者保険代表(2名)

### (3) 国保運営方針の主な内容

必須記載事項	任意記載事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村国保の医療費、財政の見通し</li> <li>○市町村保険料の標準的な算定方法</li> <li>○保険料徴収の適正な実施に関する事項</li> <li>○保険給付の適正な実施に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療費適正化に関する事項</li> <li>○市町村の事務効率化等の推進に関する事項</li> <li>○保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携</li> <li>○国民健康保険の健全な運営</li> </ul>

### 【国保運営協議会の開催状況】

(平成29年3月に設置)

平成28年度 1回

平成29年度 2回 ※平成29年度は今後2回(8月・10月)開催予定

10

# 10 今後の検討スケジュール（案）

	平成29年度										平成30年度	
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
国保運営方針の策定	6/8運営協議会で案を検討		運営協議会	市町村への見照会	(上旬)運営協議会	(中旬)運営協議会に諮問	公表					
	運営方針の素案の検討 ・追加公費を想定した試算の実施。			議会へ報告 ・パブリックコメント								
納付金・標準保険料率の算定	H28試算結果の分析	4方式での試算実施 ・追加公費を想定した試算	H30に向けたデータ整理(説明会・ヒアリング等の実施) モデル世帯設定の試算の実施		10月中旬に国から仮係数の提示 ・仮係数による納付金、標準保険料率を算定(推計)		12月末国から確定計数の提示 ・県が算定し、納付金等の確定・通知					H30国保制度改革スタート
					市町村は、推計値で運営協議会、財政へ説明		市町村は、確定版として差替・運協、議会等へ					
市町村事務の標準化等の取組	標準化の検討											
国保関係条例の制定・予算等						11月議会 ・国保条例の制定(納付金、交付金関連)			2月議会 ・基金の積み増し ・県特別会計設置 ・当初予算 ・県運協設置条例			11